資料３－２

外国人材受入れに関する専門部会の設置について（案）

岐阜市多文化共生推進会議決定

令和3年　　月　　日

1　設置の目的

外国人材の受入れについて、本市における必要性及び課題を調査するため、岐阜市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）に専門部会を設置する。

2　委員

（1）専門部会の委員は、推進会議の会長が指名する。

（2）必要に応じ、委員以外の者に協力を求めることができる。

3　調査事項

（1）外国人材受入れに関する調査

（2）外国人材受入れに関する課題の整理

（3）その他関連する事項

4　庶務

部会の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部国際課において処理する。

5　設置期間

令和3年　月　から令和4年3月31日までとする。

6　その他

（1）専門部会の調査状況は、推進会議に報告する。

（2）ここに定めるもののほか、必要な事項は、専門部会において定める。